

## 漏水調査業務委託その1仕様書

(目的)

第1条 和歌山市給水区域内の配水施設における漏水の有無を確認し、地下漏水を早期に発見することにより無効水量の低減を図り、漏水による二次災害を未然に防止すること。また、有収率の維持対策に用いる資料作成を目的とする。

(委託の名称)

第2条 漏水調査業務委託その1

(調査範囲および業務概要)

第3条 調査範囲は、紀の川を挟んで北部(河西地区)の地域とし、時間積分式調査の調査区分については配水管、路面音聴調査の調査区分については給水管とする。

(1) 調査延長	2 6 3 . 4 k m
(2) 作業計画	2 6 3 . 4 k m
(3) 現場下見	2 6 4 . 0 k m
(4) 時間積分式調査	1 3 6 . 7 k m
(5) 時間積分 漏水確認調査(郊外)	6 8 . 4 k m
(6) 路面音聴調査(郊外)	1 2 6 . 7 k m
(7) 路面音聴 漏水確認調査(郊外)	6 3 . 4 k m
(8) 報告書作成	2 6 3 . 4 k m

(施工工程表)

第4条 受注者は、本業務を実施するに当たり、本仕様書を基に調査区域の特性を把握した上で、施工工程表を作成し、これに基づいて調査を実施しなければならない。施工工程表作成に際しては、局担当者(以下「担当者」という。)や関係機関との十分な協議を行うものとし、提出の上承諾を得ること。

(業務責任者)

第5条 受注者は、業務の全てを管理する責任者を定めること。責任者は本業務の的確な履行を確保し、その運営・取締りのほか業務の実施及び工程管理に関する一切の事項を処理すること。

(調査技術員)

第6条 本業務の従事者は次のとおりとする。また、責任者及び調査主任技師は兼務できるものとし、各種登録証を経歴書とともに提出するものとする。

- (1) 調査主任技師：漏水調査実務経験5年以上を有し、全国漏水調査協会の主任技師・認定試験に合格した免許保有者とする。又は、日本水道協会の認定する水道管路施設管理技士2級以上の有資格者とする。
- (2) 調査技師：漏水調査実務経験3年以上を有し、全国漏水調査協会の調査技師・認定試験に合格した免許保有者とする。又は、日本水道協会の認定する水道

管路施設管理技士 3 級以上の有資格者とする。

(3) 調査士：漏水調査実務経験 1 年以上を有する者とする。

(作業計画)

第 7 条 受注者は、ASTERRA 社が提供するアプリケーション【U-View、U-Collect】（以下、アプリケーションという。）を基に業務実施計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

2 アプリケーションのライセンスを取得、使用する際は担当者に報告し、承諾を得ること。

(現場下見調査)

第 8 条 本調査に先立ち、アプリケーションを基に現地を踏査し、現地の水道施設全般を把握しなければならない。

(時間積分式調査)

第 9 条 配水管路上（非金属管路上は除く）の仕切弁・消火栓等において、時間積分式漏水発見器を用いて計測（漏水を特定）するものである。

2 計測箇所の間隔は、原則約 200 m 以内とし同時に録音された音声データを解析する。

3 計測データ（積分値）及び振動解析（積分値 30 % 以上のデータ）結果を照合し漏水確認調査を行い、漏水有無を判定し位置を確定する。

4 計測データ・音声データを報告書として作成する。

※漏水箇所の修繕完了時に再度本器で測定し復元・重複漏水有無確認を瞬時に確認する。

(路面音聴調査)

第 10 条 配水管の非金属管路上及び給水管路上の路面において、漏水探知機を用いて漏水音を特定するものである。

(確認調査)

第 11 条 時間積分式調査及び路面音聴調査にて絞り込んだ漏水音（漏水疑似音）発生箇所をアプリケーションに登録後、ハンマードリル、ボーリングバー及びその他の方法等で漏水箇所を確認すること。給水管漏水の場合は、音聴調査等により配水・給水管分岐箇所も確定すること。なお、確認誤差は実際の漏水箇所から表示位置の半径 0.5 m 以内とし、掘削（修繕）時に誤差があった場合は、受注者において速やかに再度調査を行うこと。

(漏水発見箇所の明示)

第 12 条 漏水発見箇所の明示は、路上にペイントを用いて表示すること。

(修繕依頼書・報告書)

第 13 条 漏水を発見したときは、発注者が定める様式（修繕依頼書・報告書）に記入し発見後速やかに担当者に報告し、確認を受けなければならない。

(官・民有地への立ち入り及び調査員証明)

第 14 条 受注者は、漏水調査業務のため官・民有地に立ち入る場合は、その目的を告げ事前に了解を得なければならない。また、調査員証明書及び腕章を常時携帯しなければならない。

2 前項に規定する調査員証明書については、別表 1 の様式により受注者が作成し発注者に発行申請をすること。

(調査機器)

第15条 調査に必要な機器等については、受注者が用意するものとする。また、設計書に記載なくとも調査上必要が生じた機器についても受注者の負担により用意するものとする。

(作業日誌および漏水発見個所等の報告)

第16条 受注者はアプリケーションへの登録後、作業報告書(作業日報・週間工程表・作業月報)を提出し、担当者の確認を受けるものとする。

2 撮影は、調査作業の状態を記録するものであり、別紙作業記録写真撮影要領に基づき撮影しなければならない。

3 前各項の確認の結果修正があれば、速やかに補正し担当者の確認を受けるものとする。

(提出書類)

第17条 受注者は、別表2(提出書類一覧表)に記載する各書類をそれぞれ提出しなければならない。各書類及び報告書の作成にあつては、担当者と事前に協議し、確認を受けること。

(関係法令の厳守)

第18条 受注者は、調査にあたり、そのことに関する諸法令を厳守し、調査の円滑なる進捗を図るとともに諸法令の運用適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

(監督官公庁へ許認可申請)

第19条 調査のため必要な関係官公庁その他の者に対する手続きは、担当者の承諾を得た後、受注者において迅速に処理しなければならない。なお、これらに係る費用は、一切受注者の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 受注者は、調査にあたっては付近住民に迷惑のかからぬよう、努めなければならない。

2 調査に伴い発生した物件等の毀損の補修及び騒音・振動・濁水・交通等による事業損失に係る補償は、受注者の負担において行わなければならない。

3 業務の遂行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

(安全管理)

第21条 受注者は、調査にあたっては細心の注意を払い関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 人身事故が発生した場合は、速やかに担当者に報告しなければならない。

3 調査は所要人員を配し現場内の整理、整頓及び安全に努めなければならない。

(補 則)

第22条 この仕様書に定めのない事項については、疑義が生じた事項について、必要に応じて協議して決める。

2 その他、発注者が必要と認める時は、発注者の指示に従うこと。

## 提出書類一覧表

番号	書類名	作成者	宛先	サイズ	提出部数	提出時期	備考
1	着手届	受注者	発注者	A4	1	契約後5日以内	
2	責任者届	受注者	発注者	A4	1	契約締結後速やかに	
3	調査技術員届	受注者	発注者	A4	1	契約締結後速やかに	
4	各種登録証・経歴書 :責任者	受注者	発注者	A4	1	契約締結後速やかに	
5	各種登録証・経歴書 :調査技術員	受注者	発注者	A4	1	契約締結後速やかに	
6	責任者等変更届	受注者	発注者	A4	1	変更時	
7	施工工程表	受注者	発注者	A4	1	契約後5日以内	
8	管路施設損傷による当社の対策	受注者	発注者	A4	1	契約締結後速やかに	
9	事故・損害発生通知書	現場代理人	発注者	A4	1	事故発生後速やかに	
10	連絡体制表	受注者	発注者	A4	1	契約締結後速やかに	
11	週間工程表	調査技術員	担当者	A4	1	毎週月曜日	
12	作業日報	調査技術員	担当者	A4	1	毎日	
13	作業月報	調査技術員	担当者	A4	1	毎月	
14	修繕依頼書/報告書	調査技術員	担当者	A3	3	翌日提出	漏水発見の際
15	調査結果一覧表	受注者	発注者	A4	1	完了後	
16	完了届	受注者	発注者	A4	1	完了後速やかに	
17	漏水調査分析報告書	受注者	発注者	A4	1	完了後	成果品
18	漏水分布図(住宅地図)	受注者	発注者		1	完了後	漏水箇所を明示したもの
19	計測・音声データ	受託者	発注者		1	完了後	USB等
20	報告書	受注者	発注者		1	完了後	USB等
21	作業記録写真	受注者	発注者	A4	1	完了後	ブロック別
22	使用機材一覧表 (種類、名称・型式、性能等)	受注者	発注者	A4	1	契約締結後速やかに	
23	時間積分式調査計測分布図及び 路面音聴調査実施図	受注者	発注者	A3	1	完了後	
24	調査員証明書発行願	受注者	発注者	A4	1	契約締結後速やかに	

別表 1

調査員証明書様式

(参考)

9cm

調査員証明書

ここに 写真を はる	会社名 氏 名 交 付      令和 年 月 日
------------------	---------------------------------

上記の者は、和歌山市企業局との契約によつて漏水調査業務委託に従事するものであることを証明する。  
有効期限 令和8年11月30日まで  
和歌山市公営企業管理者

6cm

## 作業記録写真撮影要領

### 1 要領の適用

調査記録写真の撮影にあたっては、この要領に基づき撮影する。

### 2 撮影箇所

撮影箇所は、各水系エリア（小ブロック）毎とし、現場調査状況の他、担当者が指示する箇所、異常箇所及び現状確認等のために記録に残す必要がある箇所は撮影すること。

### 3 撮影方法

#### (1) 撮影内容と頻度

調査前後と途中（作業中）経過が分かるよう適宜撮影すること。

#### (2) 撮影位置等の表示

ア 写真には、原則として委託名・ブロック名・調査名・撮影対象等を明記した黒板を入れて撮影すること。

イ 位置の確認を容易にするために、できるだけ付近の背景を入れること。

### 4 写真整理編集

#### (1) 写真の整理

ア 写真撮影後は、速やかに現像焼付けし、調査の進行順に整理して、担当者が必要に応じて確認できるようにしておくこと。

イ 写真は、常に写真帖に整理し、必要に応じて余白に説明をつけること。

(2) 写真の提出 調査が完了した後、表紙に業務名、委託者名等を記入の上、提出すること。

### 5 その他

(1) 撮影は、できるだけ同一方向に一定して撮ること。

(2) 夜間の調査は、夜間の状況が判断できる写真であること。

(3) 必要に応じて遠方とアップを撮影すること。

6 黒板記載様式

(参考)

担 当 課	和歌山市企業局 維持管理課
委 託 名	漏水調査業務委託その1
ブロック名	
調 査 名	
作 業 内 容	*必要に応じて、寸法入りの略図記載
受 託 者	〇〇〇〇株式会社



設計 審査	課長	副課長	班長	審査	主務者	設計				

漏水調査業務委託その1 委託業務設計書

---

和歌山市内河西地区


和歌山市 水道工務部

# 業 務 費 総 括 表

(単位：円)

区 分	業 務 費	業 務 価 格	消 費 税 相 当 額

# 工事概要一覧表

事業種別	工事個所	水系・路河川名	橋梁名等

費 目	水道事業費 営業費 管理費 委託料	漏水調査業務委託その1
-----	-------------------	-------------

工 事 概 要	No	当 初	変 更
	1	時間積分調査 136.7 Km	
	2	路面音聴調査 126.7 Km	
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

## 設計総括表

		業務名	漏水調査業務委託その1			当 初	業 種	水道工務部	
						項 目	委託費		
項目・工種・種別		単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接調査費		式	1						
作業計画作成費		式	1						
現場調査費		式	1						
報告書作成費		式	1						
直接調査費計									
間接調査費		式	1						
共通仮設費		式	1						
純調査費		式	1						
現場管理費		式	1						
調査原価		式	1						
一般管理費等		式	1						
調査価格 千円未満切捨て		式	1						
消費税相当額		式	1						



## 設計内訳書

業務名	漏水調査業務委託その1			当 初	業 種					
項目・工種・種別				単 位	数 量	単 価	金 額	数 量 増 減	金 額 増 減	摘 要
直接調査費										
作業計画作成費										
作業計画作成										
現場調査費										
現場下見調査										
時間積分式調査										
漏水確認調査 市街地 乙										
漏水確認調査 郊外										
路面音聴調査 市街地 乙										
路面音聴調査 郊外										
漏水確認調査 市街地 乙										
漏水確認調査 郊外										
報告書作成費										

# 設計内訳書

業務名	漏水調査業務委託その1				当 初	業 種			
						項 目			
項目・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要		
報告書作成費 (直接人件費+直接経費) × 報告書作成金額比率	式	1							
直接調査費計									
間接調査費	式	1							
共通仮設費 直接調査費 × (算出共通仮設率+補正值率)	式	1							
純調査費計									
現場管理費 純調査費 × (算出現場管理费率+補正值率)	式	1							
調査原価計									
一般管理費 調査原価 × 一般管理調査费率 (システム利用料含む)	式	1							
調査価格計 千円未満切捨て									
消費税相当額	式	1							
委託費計									

単-1号

# 1次単価表

名称	規格	単位	Km	数量	20	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
作業計画作成	作業計画作成						
		人	1				
調査主任技師		人	1				
調査技師		人	1				
調査士		人	1				
ノートパソコン損料		日	1				
計							
単価							1 k mあたり

単-2号

# 1次単価表

名称	規格	単位	数量	価格	金額	概要
現場下見調査	現場下見調査	単位	k m	数量	30	単価
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要
調査技師		人	1			
調査士		人	1			
金属探知機損料	ボックスロケータ	日	1			
音調棒損料	L=1.5m 2本	日	2			
調査用車両損料		日	1			
現場内運搬費		L	18			
諸雑費		式	1			

# 1次単価表

名称	規格						
現場下見調査	現場下見調査	単位	k m	数量	30	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
計							
単価						1 k mあたり	

# 1次単価表

名称	規格	単位	数量	価格	金額	概要
時間積分式調査	時間積分式調査	単位	k m	数量	9	単価
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要
調査技師		人	1			
調査士		人	1			
時間積分計損料		日	1			
調査用車両損料		日	1			
現場内運搬費		L	3.6			
諸雑費		式	1			
計						

# 1次単価表

名称	規格							
時間積分式調査	時間積分式調査	単位	k m	数量	9	単価		
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要		
単価						1kmあたり		

# 1次単価表

名称	規格	単位	数量	価格	金額	概要
路面音聴調査	市街地乙 夜間	単位	k m	数量	3.4	単価
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要
調査技師		人	1			
調査士		人	1			
漏水探知機損料		日	2			
音調棒損料		日	2			
調査用車両損料		日	1			
現場内運搬費		L	3.6			
諸雑費		式	1			

# 1次単価表

名称	規格						
路面音聴調査	市街地乙 夜間	単位	k m	数量	3.4	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
計							
単価						1 k mあたり	

# 1次単価表

名称	規格	単位	数量	価格	金額	概要
路面音聴調査	郊外	単位	k m	数量	3.6	単価
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要
調査技師		人	1			
調査士		人	1			
漏水探知機損器		日	2			
音調棒損料	L=1.5m 2本	日	2			
調査用車両損料		日	1			
現場内運搬費		L	3.6			
諸雑費		式	1			

# 1次単価表

名称	規格						
路面音聴調査	郊外	単位	k m	数量	3.6	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
計							
単価						1 k mあたり	

# 1次単価表

名称	規格	単位	k m	数量	5	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
漏水確認調査	市街地乙						
調査技師		人	1				
調査士		人	1				
漏水探知機損器		日	0.5				
鉄管探知器損料	L=1.5m 2本	日	0.5				
金属探知器損料	ボックスロケター	日	0.5				
相關式漏水探知装置損料		日	0.5				
発電機		日	1				

# 1次単価表

名称	規格	単位	k m	数量	5	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
漏水確認調査	市街地乙						
電気ハンマードリル損料		日	1				
ボーリングバー損料		日	1				
音調棒損料	L=1.5m 2本	日	2				
残塩測定器損料		日	1				
調査用車両損料		日	1				
現場内運搬費		L	5.4				
諸雑費		式	1				

# 1次単価表

名称	規格	単位	k m	数量	5	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
漏水確認調査	市街地乙						
計		式	1				
単価							

# 1次単価表

名称	規格	単位	k m	数量	7.6	単価
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要
漏水確認調査	郊外					
調査技師		人	1			
調査士		人	1			
漏水探知機損器		日	0.5			
鉄管探知器損料	L=1.5m 2本	日	0.5			
金属探知器損料	ボックスロケター	日	0.5			
相関式漏水探知装置損料		日	0.5			
発電機		日	1			

# 1次単価表

名称	規格	単位	数量	価格	金額	概要
漏水確認調査	郊外	単位	k m	数量	7.6	単価
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要
電気ハンマードリル損料		日	1			
ボーリングバー損料		日	1			
音調棒損料	L=1.5m 2本	日	2			
残塩測定器損料		日	1			
調査用車両損料		日	1			
現場内運搬費		L	5.4			
諸雑費		式	1			

# 1次単価表

名称	規格	単位	数量	価格	金額	概要
漏水確認調査	郊外	単位	k m	数量	7.6	単価
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要
計		式	1			
単価						

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、漏水調査業務委託その1について、次のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（1） 配水管漏水調査

（2） 給水管漏水調査

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和8年11月30日までとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（うち消費税及び地方消費税 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、委託業務を継続して処理できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 第21条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。

(6) 第17条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項各号の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければいけない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約

金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は協力金の要求等の不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することが

できる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の履行過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(ポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、ポリシーに関し、次の各号のとおり遵守しなければならない

(1) 乙は、この契約による事務を履行するに当たり公文書（甲の職員が職務上作成し、又は取得した文書）、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人に知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記載された情報を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、情報を管理する情報システム（パソコンなどの電子計算機及び当該電子計算機の周辺機器）を取り扱う際には、情報の漏えい、滅失等、情報の安全性が侵害されないようにすること。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して情報資産（公文書に記載された情報又は情報を管理する情報システム）の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地  
氏名 和歌山市  
和歌山市公営企業管理者  
瀬崎 典男

乙 住所  
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

# 質問・回答について

1 委 託 名 称 漏水調査業務委託その1

2 委 託 番 号 25

3 担 当 課 維持管理課

## 4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年4月24日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。